

令和3年4月7日

第2回廿日市市議会議案説明書
(第1回臨時会)

廿 日 市 市

第 2 回廿日市市議会議案説明書目次

報告第 6 号	専決処分につき承認を求めることについて	1
報告第 7 号	専決処分につき承認を求めることについて	5
報告第 9 号	専決処分事項の報告について	7

(報告第 6 号)

専決処分につき承認を求めることについて

(廿日市市税条例の一部を改正する条例)

(税制収納課)

1 専決処分した理由

地方税法の一部が改正され、市民税、固定資産税等に係る改正規定が令和 3 年 4 月 1 日から施行されたことなどに伴い、廿日市市税条例の一部を改正する必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

(1) 個人の市民税

ア 給与所得者若しくは公的年金等受給者の扶養親族申告書又は退職所得申告書（以下「申告書等」という。）について、申告書等の提出の際に経由すべき者が電磁的方法による申告書等に記載すべき事項の提供を適正に受けることができる措置を講じていることなどの一定の要件を満たす場合には、申告書等に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができることとした。

イ 住宅借入金等特別税額控除について、一定の場合に、令和 15 年度分までの控除の適用を令和 17 年度分までに延長することとした。

(2) 固定資産税

ア 令和 3 年度の固定資産の評価替えに伴い、現行の土地に係る固定資産税の負担についての調整措置を令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分に継続して講ずることとした上で、令和 3 年度に限り、固定資産税の負担についての調整措置により課税標準額が増加する土地について前年度の課税標準額に据え置く特別な措置を講ずることとした。

イ 令和 4 年度分又は令和 5 年度分の固定資産税に限り、自然的及び

社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、市長が修正前の価格を課税標準とすることが課税上著しく均衡を失すると認める場合には、当該価格を修正基準により修正した価格を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることとした。

(3) 軽自動車税

ア 令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間に取得した自家用の三輪以上の軽自動車であって乗用のものに係る環境性能割の非課税措置及び税率を軽減する特例措置の適用期限を9月延長し、令和3年12月31日までに取得したものとする事とした。

イ 種別割の税率を軽減する特例措置の適用期限を2年延長し、令和3年度及び令和4年度に初回車両番号指定を受けた三輪以上の電気軽自動車及び排出ガス性能の優れた天然ガス軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）並びに排出ガス性能及び燃費性能の優れたガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）について、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の種別割の税率を軽減することとした。

(4) 特別土地保有税

固定資産税の負担の調整等に伴う特別土地保有税の課税の特例措置について、その適用期限を令和5年度まで延長することとした。

(5) その他必要な規定の整理を行うこととした。

(6) 施行期日

令和3年4月1日

3 専決処分年月日

令和3年3月31日

4 根拠法令

地方自治法

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方

公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認める
とき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通
地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

- ③ 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の
会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。
い。

(報告第7号)

専決処分につき承認を求めることについて

(廿日市市都市計画税条例の一部を改正する条例)

(税制収納課)

1 専決処分した理由

地方税法の一部が改正され、都市計画税に係る改正規定が令和3年4月1日から施行されたことに伴い、廿日市市都市計画税条例の一部を改正する必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

(1) 令和3年度の固定資産の評価替えに伴い、現行の土地に係る都市計画税の負担についての調整措置を令和3年度から令和5年度までの各年度分に継続して講ずることとした上で、令和3年度に限り、都市計画税の負担についての調整措置により課税標準額が増加する土地について前年度の課税標準額に据え置く特別な措置を講ずることとした。

(2) その他必要な規定の整理を行うこととした。

(3) 施行期日

令和3年4月1日

3 専決処分年月日

令和3年3月31日

4 根拠法令

報告第6号説明書に同じ。

(報告第 9 号)

専決処分事項の報告について

(工事請負契約の変更について)

(契 約 課)

1 専決処分した理由

令和 2 年議案第 6 2 号により契約を締結することについて議決を得た宮島水族館展示施設整備工事の請負契約については、工事内容の一部変更に伴う設計変更により、請負金額を変更する必要性が生じたので、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

現 請 負 金 額	変 更 請 負 金 額	増 加 額
767,250,000円	796,326,300円	29,076,300円

3 専決処分年月日

令和 3 年 3 月 3 0 日

4 根拠法令

(1) 地方自治法

第 1 8 0 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

(2) 市長の専決処分事項

第 3 号 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (昭和 3 9 年条例第 6 号) 第 2 条の規定により議会の議決を得た契約について、請負金額の増額又は減額が当該請負金額の 1 0 0 分の 5 を超えない変更契約を締結すること。